

第4章 計画の基本理念・目標及び取組み

4-1 : 区民・事業者・区に環境に配慮した行動の基本理念と役割

(1) 区民・事業者・区に環境に配慮した行動の基本理念

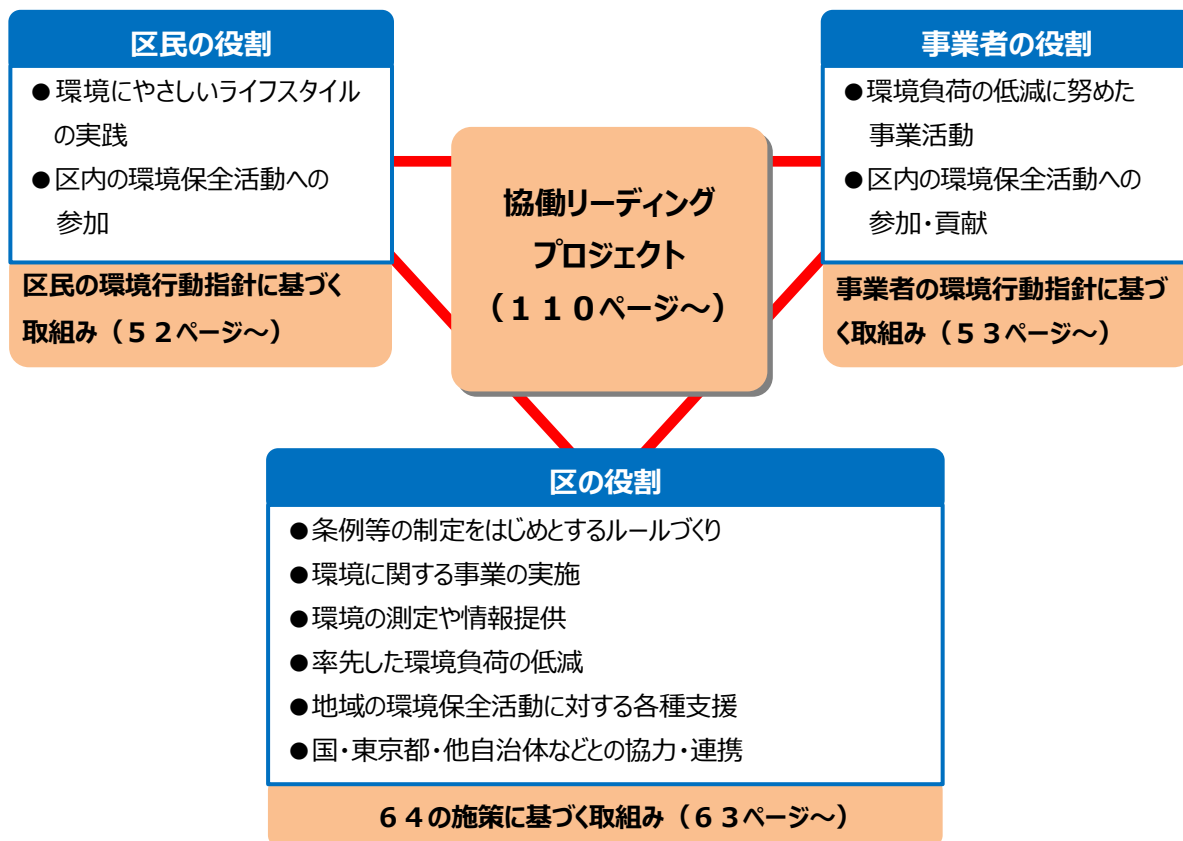
みどりに恵まれた世田谷区を維持し、より良いものとして次世代に継承していくためにも、5つの基本目標を達成し、めざす環境像である「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」を実現していかなければなりません。

そのためには、区民、事業者、区それぞれがまちづくりの主役であるという認識のもとに自らの役割を理解し、環境について学ぶことで意識を変えていくことが不可欠です。さらに、それぞれの役割に応じて、環境行動指針や施策を確実に実践していくことが求められます。最終的には、それぞれの取組みをパートナーシップによってつなぎ、互いに連携、協働して取り組んでいくことで世田谷区のめざす環境像を実現するとともに、地球市民としての責任を果たします。

(2) 区民・事業者・区の役割と協働

区民、事業者、区それぞれの役割に応じ、区民や事業者は「環境行動指針」、区は「64の施策」に基づいて取り組んでいくとともに、各主体の協働による取組みとして「区民・事業者との協働リーディングプロジェクト」を進めていきます。

5つの基本目標を達成するための各主体の役割・取組み



4-2：計画の基本目標

世田谷区のめざす環境像である「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」を実現するため、見直しに当たって重視すべき視点（詳しくは40ページ参照）を踏まえ、前期計画を踏襲し、以下の理由から5つの基本目標を設定して取り組んでいきます。

「自然の力」については、東京23区でも豊かな自然を有する世田谷区の特徴を活かしたみどりの保全、創出に加え、これまで区内をはじめ他自治体との連携により導入を進めてきた再生可能エネルギーのさらなる利用拡大、創出を進めていかなければなりません。

また、人口91万人を擁する世田谷区では、人々の暮らしが環境に及ぼす影響は大きく、より良い環境を保全、維持していくためには、省エネルギーやごみの発生抑制などにより、環境負荷の少ないライフスタイルへと転換していくことが不可欠となります。

さらに、環境の観点に加え、全ての社会経済活動の基盤としての観点からも安心して暮らせる地域社会づくりや快適で暮らしやすい生活環境の確保にも取り組んでいかなければいけません。

これらは相互に関連するものであり、世田谷区のめざす環境像を実現するためには5つの基本目標を総合的に達成していく必要があります。

基本目標 1【自然】

みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

基本目標 2【エネルギー】

脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

基本目標 3【ライフスタイル】

環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

基本目標 4【地域社会】







地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります

基本目標 5【生活環境】

快適で暮らしやすい生活環境を確保します

■ 施策の体系

区のめざす 環境像	環境の保全等に関する目標	方針	区民・事業者の 環境行動指針
自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる ↳ 環境共生都市せたがや	基本目標 1 【自然】 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります	1-1 みどりの保全に取り組みます 1-2 地域にあったみどりの創出を進めます 1-3 地域の水循環の回復と水環境の再生に取り組みます	生きものの保護、農地の保全と地産地消、みどりの保全と創出、風景づくりへの協力、水資源の有効活用など 【52～53ページ】
	基本目標 2 【エネルギー】 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします	2-1 エネルギーの地産地消をめざします 2-2 全国自治体との連携や小売電気事業者からの再生可能エネルギーの利用拡大を進めます	エネルギーに関する情報の収集・知識の向上、太陽光発電や太陽熱利用設備等の再生可能エネルギーの利用など【55ページ】
	基本目標 3 【ライフスタイル】 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します	3-1 エコな暮らしを促進します 3-2 住まい・建物の省エネルギー化を進めます 3-3 ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進します	「COOL CHOICE」によるライフスタイル・ビジネススタイル転換、環境性能の高い機器導入、ごみ発生抑制など 【56～58ページ】
	基本目標 4 【地域社会】 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります	4-1 環境負荷の小さいまちをつくります 4-2 環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくります 4-3 地球温暖化に適応し、豪雨対策やヒートアイランド対策等に取り組みます	環境負荷の低い交通手段の利用、雨水の地下浸透、熱中症の予防等の気候変動への適応など 【59～60ページ】
	基本目標 5 【生活環境】 快適で暮らしやすい生活環境を確保します	5-1 きれいな空気、水等の環境を確保します 5-2 生活環境を守り、快適なまちをつくります	生活環境の向上に向けた意識の向上、ポイ捨て・路上喫煙防止のルールへの遵守、地域の環境美化など 【61～62ページ】

区の施策	区民・事業者との協働 リーディングプロジェクト	関連する SDG sの目標	関連する SDG sのターゲット	
国分寺産線・農地等の保全など 【63～65ページ】 公園緑地の整備、風景づくりの推 進など【67～68ページ】 健全な水環境の回復、親水空間の 確保など【70ページ】	■ せたがやカレー プロジェクト ■ ちよこつと空間づ くりプロジェクト	  	■ 15. 1 ■ 15. 5 ⇒ 52ページ	第1章
再生可能エネルギーの地産地消の 推進、水素社会に向けた取組みな ど【72～73ページ】 交流自治体等との連携による再生 可能エネルギーの利用拡大など 【76ページ】	■ 全ての家をもつ とエコに！	  	■ 7. 2 ■ 9. 4 ⇒ 55ページ	第2章 第3章
環境教育推進、海洋プラスチック への対応など【79～81ページ】 環境に配慮した住宅リノベーションの 推進など【88～89ページ】 2Rの促進、食品ロス削減など 【92～93ページ】	■ 省エネポイントア クション ■ エコな消費行動	    	■ 4. 7 ■ 7. 3 ■ 12. 3 ■ 12. 5 ■ 12. 8 ⇒ 56ページ	第4章 第5章
大規模建築物等における環境配慮 の推進など【96～97ページ】 歩行者・自転車を主役とした交通の 促進など【99ページ】 グリーンインフラとしての施設整備など 【101～102ページ】	■ 雨水浸透・利用 のすすめ	  	■ 11. 2 ■ 13. 1 ■ 13. 3 ⇒ 59ページ	第6章
汚染物質の監視・調査、放射性物 質対策、農薬の適正使用の啓発と 実施など【105～106ページ】 「たばこルール」等による環境美化の 推進、空家等の適切な管理など 【107～108ページ】	■ みんなのまちの クリーン大作戦	    	■ 3. 9 ■ 11. 6 ■ 14. 1 ⇒ 61ページ	資料編

4-3 : 区民・事業者の取組み（区民・事業者の環境行動指針）

世田谷区環境基本計画に定める5つの基本目標を達成し、めざす環境像である「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」を実現していくため、区民・事業者は、まちづくりの主演として、区との協働によって地域における環境をより良い持続的なものとしていくことが必要です。

そのため、以下に定める環境に配慮した行動の指針（環境行動指針）に基づき、具体的な取組みを可能な限りそれぞれの立場で実践していくことが望まれます。区としても、取組みの輪を波及させていくために、環境行動指針の内容を広く周知していきます。

なお、区民・事業者の環境行動指針と区の施策との関係を示した一覧を資料編に掲載しています（詳しくは、178～185ページ参照）。

基本目標1【自然】 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



<15. 1>

2020年（令和2年）までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

<15. 5>

自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年（令和2年）までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

世田谷区は国分寺崖線などを中心に豊かなみどりに恵まれており、住宅都市世田谷としての魅力を高めています。みどりの保全・創出に努め、良好な自然環境を未来につなげることが必要です。

2032年（令和14年）に区内のみどり率を33%とする「世田谷みどり33」の達成に向け、区民・事業者においても区と協働の上、地域における質の高い豊かなみどりの創出のために積極的に取り組むことで、潤いのあるまちづくりに貢献していくことが求められます。

【環境行動指針】

区民

- 地域の身近な自然環境に対する興味と関心を高めます。
- 自然観察会等に積極的に参加し、生きものの保護に努めます。
- 世田谷産農産物「せたがやそだち」の積極的な購入や、農業イベントへの積極的な参加により、農地の果たす様々な役割を理解し、地産地消や区内の農業を応援します。
- 接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。
- 敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。
- 公園等の維持管理に積極的に協力し、地域みんなが気持ちよく利用できるようにします。

【環境行動指針】

区 民	<ul style="list-style-type: none"> □敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。 □建物の外観や色彩が周辺の街並みと調和するよう配慮するなど、風景づくりに協力します。 □自宅で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。 □雨水を貯留して雑用水等に使用することで、水資源の有効活用に努めます。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> □自然観察会等に従業員が積極的に参加し、生きものの保護に努めます。 □世田谷産農産物「せたがやそだち」を積極的に購入・加工・販売するなど、農地の保全と地産地消に協力します。 □農業従事者は、農地の維持・保全に努めるとともに、新鮮な農産物の生産・提供に努めます。 □接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。 □敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。 □敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。 □建物の外観や色彩が周辺の街並みと調和するよう配慮するなど、風景づくりに協力します。 □事業所で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。 □道路や駐車場などの舗装については、透水性を確保するよう努めます。 □雨水を貯留して雑用水等に使用することで、水資源の有効活用に努めます。

コラム ご存知ですか？せたがやそだち

「せたがやそだち」は、世田谷区内でつくられた、野菜や果実、花を示すブランドです。区内には86.06ha（2018年（平成30年）11月20日現在）の生産緑地があり、小松菜やキャベツ等の野菜や果実、花が生産されています。これらはお近くの直売所やJAファーマーズマーケット等で販売しています。

世田谷区では、区内産農産物のイメージアップとPRを図るため、区内で生産された野菜や果実、花等に表示するロゴマーク「せたがやそだち」を1999年（平成11年）12月に作成しました。直売所ののぼり旗や買い物袋、野菜を束ねるテープなどにロゴマークを表示していますので、新鮮で安全な世田谷産農産物の目印にしてください。



「せたがやそだち」の
ロゴマーク



「せたがやそだち」のぶどう



「せたがやそだち」の梨の収穫の様子

コラム 雨水利用

雨水の利用方法には、雨水タンクや雨水浸透施設の設置などがあります。

世田谷区では、グリーンインフラ施策の一つとしてこれら雨水タンクと雨水浸透施設の設置助成を実施しており、雨水を無駄なく活用することで、区内の良好な環境の保全に役立てています。

【雨水浸透施設について】

雨水浸透施設とは、たくさんの小さな穴が開いたコンクリート製、プラスチック製のますや管のことを言います。ますや管の周りを砕石で覆う構造になっており、水が通る隙間を人工的に作ることで、住宅の庭や駐車場の舗装によって地中へ浸透しづらい雨水をスムーズに地中へ浸透させる機能を果たしています。こうした雨水浸透施設を設置することで、大雨の際に雨水が下水道管や河川へ一気に流入することを抑制でき、道路の冠水や河川の氾濫の抑制にもつながります。

また、雨水を敷地内の地下に浸透させることで、地下水が豊かになり、湧水の復活やヒートアイランド現象の抑制、みどりの保全や創出等、住環境の改善にもつながります。



雨水浸透ます



雨水浸透管

基本目標2【エネルギー】 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



<7. 2>

2030年（令和12年）までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

<9. 4>

2030年（令和12年）までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組みを行う。

地球温暖化の進行を防ぐためには、化石燃料の利用を減らし、自然の力である太陽光、地中熱などを活用することが重要です。また、災害対策等の観点から、小規模分散型のエネルギーの活用が必要です。

そのため、国や東京都の各種補助制度等を活用して再生可能エネルギー設備を積極的に導入するとともに、自然の恵みを活かして創出されたエネルギーの利用に努めることで、住宅都市である世田谷の特性を踏まえ、脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします。

【環境行動指針】

区民	<ul style="list-style-type: none"> □自然が生み出すエネルギーは環境にやさしいことを理解し、太陽光発電や太陽熱利用設備等を設置し、再生可能エネルギーを生活に取り入れます。 □区が主催するイベント等に参加し、自然が生み出すエネルギーの大切さを学び、再生可能エネルギーなどに関する知識の向上に努めます。 □エネルギーの生産や消費が環境に悪影響を与えることがあることから、無駄なエネルギー使用を控え、自然が生み出すエネルギーの大切さを学び、エネルギーを効率的に利用します。 □電力の購入先を選ぶに当たっては、主に再生可能エネルギーからつくられた電力を利用するよう努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> □太陽光発電や太陽熱利用設備等を事業所に設置し、再生可能エネルギーを事業活動に取り入れます。 □事業所の電力を再生可能エネルギーで賄うなど、自立・分散型エネルギーシステム*の導入を積極的に検討します。 □SDGs（持続可能な開発目標）などを参考に、自社の事業の中で、省エネや再生可能エネルギーの利用に役立つなど公益に寄与できる製品やサービスの開発、普及に努めます。 □従業員に対する社内研修会などを通じ、再生可能エネルギーへの理解を深めます。 □電力の調達・購入先を選ぶに当たっては、主に再生可能エネルギーからつくられた電力にするよう努めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標3【ライフスタイル】 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



<4. 7>

2030年（令和12年）までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

<7. 3>

2030年（令和12年）までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

<12. 3>

2030年（令和12年）までに、小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。

<12. 5>

2030年（令和12年）までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

<12. 8>

2030年（令和12年）までに、人々があらゆる場所において持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

世田谷区内では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の約5割を家庭が占めています。温室効果ガスを削減するには、日常生活の中で環境に配慮した省エネルギー行動に取り組むことが重要です。

「自然の恵みを活かして小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」をめざし、環境に負荷をかけないライフスタイル・ビジネススタイルへ転換していくことが求められます。

また、ごみの発生抑制と再使用の2Rの取組みを行い、さらに資源の有効活用を進め、資源循環による環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざします。

【環境行動指針】

区民	<input type="checkbox"/> 国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進めます。 <input type="checkbox"/> みどりのカーテンの設置、打ち水等の生活の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。 <input type="checkbox"/> 浄水や下水処理にもエネルギーをたくさん使うことを考え、入浴等の際には節水に努めます。 <input type="checkbox"/> 「グリーン購入法」に適合した商品を購入することで、環境に配慮した消費行動に努めます。
----	---

【環境行動指針】

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区民</p>	<ul style="list-style-type: none"> □エコマーク、統一省エネラベル、再生紙使用マーク等がついた環境負荷の少ない商品の選択に努めます。 □車を運転するときは、不要なアイドリング、急発進、急加速は避け、エコドライブ*を心がけます。 □徒歩や自転車、公共交通等、環境負荷の低い交通手段の利用に努めます。 □ルールとマナーを守って自転車を利用します。 □カーシェアリング*を活用して、必要なときに必要な分だけ自動車を利用します。 □自家用車買い替え時には、エコカー（ハイブリッド自動車*、電気自動車*、燃料電池自動車*等）の購入に努めます。 □住宅の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光等を取り入れ、省エネ性能を高め、長く住み続けられる住まいのあり方を工夫します。 □省エネ型の照明や給湯機への交換、古いエアコンや冷蔵庫等の更新、家庭用燃料電池・蓄電池*の導入等、高効率で環境性能の高い機器等の導入に努めます。 □生ごみの水切り等による減量化等を進め、ごみの発生抑制に努めます。 □マイバッグやマイ箸の利用等により、ごみの発生抑制に努めます。 □使い捨て製品を極力選ばない、詰め替え商品を購入する等により、ごみの発生抑制に努めます。 □買い物際には、レジ袋や使い捨てとなるプラスチックの材料・容器・ストローなどを使用しないように努めます。 □生ごみをたい肥化するなど、発生したごみの減量・活用などに努めます。 □着なくなった衣料品は、必要としている人へ譲るか、リユースショップやフリーマーケットを活用するなど、服のまま再利用させます。また、地域で行っている古着古布回収に出すことで資源として循環させます。 □資源とごみの分別を徹底し、資源の再生利用に努め、循環型社会の形成に努めます。 □地域で行われる古紙（新聞、段ボール、雑誌類、雑紙）、缶、古着古布等の資源回収を支援します。 □公共施設や店舗でのペットボトル、発泡トレイ、紙パック、廃食用油等の資源回収に協力します。 □食材等は必要なものだけを購入し、食べ残しや賞味期限切れの前に消費します。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> □国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を進めます。 □みどりのカーテンの設置、打ち水等の事業所の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。 □浄水や下水処理にもエネルギーをたくさん使うことを考え、節水に努めます。 □「グリーン購入法」に適合した商品の購入・販売に努めることで、環境に配慮した消費行動を促進します。 □原料の調達から廃棄までのサイクルの中で、エコマーク、統一省エネラベル、再生紙使用マーク等がついた環境負荷の少ない商品の製造・流通・販売に努めます。 □徒歩や自転車、公共交通など、環境負荷の低い交通手段の利用に努めるとともに、事業活動には、エコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）を利用します。 □従業員に対してルールとマナーを守った自転車利用を周知します。

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編

【環境行動指針】

事業者	<p>□「ISO14001*」や「エコアクション21*」等の環境マネジメントシステムなどの取組みを推進します。</p> <p>□省エネ型の照明への交換、古い空調機器や冷蔵設備の更新、蓄電池の導入等、高効率で環境性能の高い機器の設置や設備機器の効率的な運転に努めます。</p> <p>□一定規模以上の事業者は、法令に定めるところに従い、計画的に省エネや温室効果ガス削減に取り組めます。</p> <p>□建物の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光を取り入れ、省エネ性能の向上に努めます。</p> <p>□ごみの発生抑制及び再生利用に努めるとともに、産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別し、法令に基づく適正な処理を行います。</p> <p>□商品の設計・販売の際には、レジ袋や使い捨てとなるプラスチックの材料・容器・ストローなどの使用を控えるように努めます。</p>
-----	--

コラム 主な環境負荷の少ない商品に関するマークについて

名称	マーク（例）	概要
エコマーク		<p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。ISOの規格（ISO14024）に則った我が国唯一の第三者認証によるタイプI環境ラベル制度で、幅広い商品（物品、サービス）を対象に商品の類型ごとの認定基準を設定、公表しています。</p> <p>（公財）日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。</p>
統一省エネラベル		<p>省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。</p>
再生紙使用マーク		<p>古紙パルプ配合率を示す自主的なマークで、古紙パルプ配合率100%再生紙を使用し、ごみ減量化推進国民会議（現3R活動推進フォーラム）で定められたものです。</p>

出典：環境省ホームページ「環境ラベル等データベース」

基本目標 4【地域社会】 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくれます

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



<11. 2>

2030年（令和12年）までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

<13. 1>

全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

<13. 3>

気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

地球温暖化に対しては、環境負荷を抑え温暖化を緩和する取組みとともに、温暖化に伴う気候変動に適応する取組みが必要です。

そのため、熱中症の予防のための「お休み処」や近年の異常気象に関する情報の収集等に努めることで、気候変動への意識を高めていくことが求められます。さらに、敷地内の緑地等の整備、雨水浸透ますの設置など、短時間豪雨等による浸水対策にも資する取組みを行うことで、グリーンインフラの観点を取り入れた街づくりに地域の一員として積極的に貢献していくことが求められます。

【環境行動指針】

区民

- 国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進めます。（再掲）
- 徒歩や自転車、公共交通等、環境負荷の低い交通手段の利用に努めます。（再掲）
- ルールとマナーを守って自転車を利用します。（再掲）
- 敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）
- 住宅等を新築、改築する際には、地球温暖化やそれに伴う気象災害等へ対応できるよう配慮します。
- 熱中症の予防、異常気象に関する情報の収集や活用など、気候変動に賢く適応するよう努めます。
- 接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。（再掲）
- 敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。（再掲）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

【環境行動指針】

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区民</p>	<ul style="list-style-type: none"> □自宅の花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。(再掲) □みどりのカーテンの設置、打ち水等の生活の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。(再掲) □住宅の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光等を取り入れ、省エネ性能を高め、長く住み続けられる住まいのあり方を工夫します。(再掲) □世田谷産農産物「せたがやそだち」の積極的な購入や、農業イベントへの積極的な参加により、農地の果たす様々な役割を理解し、地産地消や区内の農業を応援します。(再掲)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> □大規模な開発事業等の際には、環境配慮制度に基づき、環境への負荷の低減や公害の防止、環境の適正な保全回復・創出、近隣の気象災害の軽減化への貢献等、環境への配慮に努めます。 □国が実施する「COOL CHOICE」に対する取組みに賛同し、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を進めます。(再掲) □徒歩や自転車、公共交通など、環境負荷の低い交通手段の利用に努めるとともに、事業活動には、エコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）を利用します。(再掲) □従業員に対してルールとマナーを守った自転車利用を周知します。(再掲) □敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。(再掲) □オフィスビル等を新築、改築する際には、地球温暖化やそれに伴う気象災害等へ対応できるよう配慮します。 □従業員の熱中症の予防、異常気象に関する情報の収集や活用など、気候変動に賢く適応できるよう努めます。 □接道部や角地での樹木の保全・創出に努めます。(再掲) □敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。(再掲) □事業所で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、みどりを増やす取組みに協力します。(再掲) □みどりのカーテンの設置、打ち水等の事業所の工夫により、エネルギーの消費を抑制します。(再掲) □建物の断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光を取り入れ、省エネ性能の向上に努めます。(再掲) □世田谷産農産物「せたがやそだち」を積極的に購入・加工・販売するなど、農地の保全と地産地消に協力します。(再掲) □農業従事者は、農地の維持に努めるとともに、新鮮な農産物の生産・提供に努めます。(再掲)

基本目標5【生活環境】 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

■関連するSDGsの目標とターゲット



<3. 9>

2030年（令和12年）までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

<11. 6>

2030年（令和12年）までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

<14. 1>

2025年（令和7年）までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

良好な生活環境を次の世代に引き継ぐには、きれいな空気や水の保全に努め、騒音や振動などを減らすことが必要です。

行政が発信する大気や水質等調査結果に関する情報に関心を持ち、生活環境の保全に向けた意識を高めるとともに、自らも地域の環境を良好な状態に保つ行動に取り組んでいくことが求められます。

また、区と協働し、ポイ捨てや歩きたばこの防止などの環境美化の向上に向けた地域における清掃活動等に積極的に参加することで、快適で暮らしやすい生活環境の確保に貢献していくことが求められます。

【環境行動指針】

区民	<ul style="list-style-type: none"> □行政が発信する大気や水質等の調査結果に関する情報に関心を寄せ、生活環境の保全に向けた意識を高めます。 □車を運転するときは、不要なアイドリング、急発進、急加速は避け、エコドライブを心がけます。（再掲） □洗剤は適正な量を使う、料理で使った油を紙などで拭き取りそのまま排水口に流さないなど、生活排水の処理に気をつけます。 □静かな環境を守るため、生活騒音（車のアイドリング、音楽鑑賞、楽器演奏、集会など）にも配慮します。 □日頃から近所の人々と地域の環境について、話し合いによるコミュニケーションを図ることで、美しいまちづくりに向けた意識を高めます。 □敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）
----	---

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

【環境行動指針】

区 民	<ul style="list-style-type: none">□学校などの公共施設や住宅地に隣接する土地等の管理に当たっては、できる限り農薬（除草剤を含む）を使用しないよう努めます。また、農薬を散布せざるを得ない場合には、飛散防止に努めます。□吸い殻・空き缶・レジ袋などのポイ捨て、公共の場所や道路・公園での路上喫煙をしません。□近所のポイ捨てごみの清掃など、地域の清掃活動等に参加・協力し、ごみの捨てられにくい環境づくりを進めます。□空家等の適切な管理に努めます。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none">□法令を遵守し、大気、水質、騒音、振動等の公害防止対策を実施します。□静かな環境を守るため、工事現場、事業場から発生する事業騒音（建設機械、解体工事、新築工事、工作機械など）にも配慮します。□地域の住民との話し合いの場を設け、円滑なコミュニケーションを図ることで、生活環境に関する苦情トラブルの防止や解決に努めます。□敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）□学校などの公共施設や住宅地に隣接する土地等の管理に当たっては、できる限り農薬（除草剤を含む）を使用しないよう努めます。また、農薬を散布せざるを得ない場合には、飛散防止に努めます。□吸い殻・空き缶・レジ袋などのポイ捨て、公共の場所や道路・公園での路上喫煙の防止に向けた従業員に対する意識啓発に努めます。□事業所の敷地内及び敷地周辺の清掃を実施し、地域の環境の一層の美化に努めます。□きれいなまちをつくるため、地域の清掃活動等へ積極的に参加します。□ごみの発生抑制及び再生利用に努めるとともに、産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別し、法令に基づく適正な処理を行います。（再掲）

4-4 : 区の施策

区は、区民・事業者とともに、5つの基本目標を達成し、めざす環境像を実現していくための主体として、施策の着実な推進に取り組んでいきます。施策に取り組むに当たっては、地球温暖化対策地域推進計画、みどりの基本計画、生きものつながる世田谷プラン（生物多様性地域戦略）、一般廃棄物処理基本計画などの関連する他の計画との整合を図り、総合的な視点をもって進めます。

なお、各施策については、複数の側面に対して効果を発揮し、課題の解決に資するものもあるため、複数の基本目標に関係する施策については、再掲という形で記載することとします。

また、各施策の進捗状況を客観的に判断するため、区の実施状況や、区民・事業者の行動の成果を表す、「環境・取組みの指標」を方針ごとに設定しています。

基本目標1【自然】 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

■関連するSDGsの目標（関連するターゲットは52ページ参照）



世田谷区は国分寺崖線などを中心にまとまった樹林地や湧水、河川などの豊かなみどりに恵まれており、住宅都市世田谷としての魅力を高めています。みどりの保全・創出に努め、良好な自然環境を未来につなげることが必要です。

2032年（令和14年）に区内のみどり率を33%とする「世田谷みどり33」の取組みを中心に、量だけではなく、質の高い豊かなみどりの創出による潤いのあるまちをつくり、安全で快適な都市の環境を守る社会基盤（グリーンインフラ）として次の世代へ引き継いでいきます。

方針1-1 : みどりの保全に取り組みます

国分寺崖線、社寺林、農地、屋敷林等は、世田谷らしさを象徴するみどりです。国分寺崖線を中心としたまとまった樹林地や湧水、河川などの保全に取り組むとともに、区全域に点在している歴史的なみどりとしての社寺林や、環境保全のみどりとして農地を守り、活かし、次世代に向けて世田谷らしさを継承します。

また、多様なみどりの中に鳥や虫などの生きものの住むまちをめざします。

◆ 施策

① 国分寺崖線の保全

「世田谷のみどりの生命線」である国分寺崖線は、まとまった樹林地や湧水、河川などの豊かな自然環境が一体となった世田谷を代表する貴重なみどりとなっています。

都市緑地法をはじめとする法制度や「東京都風致地区条例」「世田谷区斜面地等における建築物の制限に関する条例」「国分寺崖線保全整備条例」の活用、散策マップ、情報誌、ホームページ、自然観察会等の様々な普及啓発や、区民との協働による保全運動の展開、みどりを守り育てる基金による緑地の確保等により、国分寺崖線の保全を進めます。

学校、企業等の事業者、地域のボランティア団体等と連携し、崖線に生息・生育する動植物等

の生きものを守り育てる活動を拡大するとともに、生物多様性に配慮した緑化を誘導します。

②生物生息空間の保全・回復とネットワーク化

世田谷区は、国分寺崖線や多摩川などのみどりの軸となる拠点があり、こうした環境には様々な生きものが存在しています。これらのみどりの拠点を活かし、生物多様性の維持と生態系の保持を図ります。

諸制度の活用などによりみどりの軸を保全し、みどりの拠点となる公園緑地において生物多様性に配慮した整備・管理を進め、生物多様性の向上を図ります。みどりの軸とみどりの拠点を、「ひとつぼみどり」運動などにより街なかのみどりでつなげることで、生きものネットワークを形成します。

さらに、協働リーディングプロジェクトの②『ちょこっと空間づくりプロジェクト』を推進するため、区は生きものモニター制度の実施や、緑化ガイドを活用した生きものにやさしい植栽の普及を通じて、区民との協働を進めます（詳しくは112ページ参照）。

③社寺林や屋敷林など地域の歴史を伝えるみどりの保全

世田谷のみどりの特徴は、社寺林や屋敷林と古くからの住宅庭園などの民有地に残る身近なみどりが、区全域に点在し、地域の歴史を伝えていることです。

法制度や条例の活用、大規模開発に対する緑地保全方針の策定などにより、社寺林や屋敷林など地域の歴史を伝えるみどりを保全します。

さらに、保存樹木の指定、樹木の移植のほか、地域で行うみどりの保全と管理に対する支援に努めることで、地域の歴史を今に伝える貴重なまちの財産として身近なみどりを守り、育てます。地域のみどりを地域で守るため、区と活動団体との協働により、落ち葉ひろいりレーなどを進め、みどりの恵みや落ち葉への理解を地域で共有していく取組みを広げていきます。

④都市農地の保全

世田谷の農地は、農産物の地産地消をはじめとして、環境の保全、雨水浸透と水の循環、土とのふれあい、食育の場、災害時の防災空間や世田谷らしい風景の継承など、多面的な機能を有しています。しかしながら、農を取り巻く状況は、都市化の影響や地価上昇による土地所有コストの増大、農業従事者の高齢化や後継者の不足などにより厳しい状況にあり、区内の農地面積は徐々に減少しています。

こうした状況のもと、農業が世田谷になくしてはならない産業として存続していくために、農と住が調和した魅力ある世田谷農業の実践に向けて、「世田谷区農業振興計画」に基づく施策を展開します。区民に都市農業の必要性への理解を進めるため、区民農園や体験農園、世田谷区農地保全方針に基づき区が農地を取得して整備した農業公園などにおいて、区民が農業体験できる多様な場づくりを進めます。

また、学校給食やマルシェ、飲食店等での世田谷産農産物「せたがやそだち」の販路拡大を支援し、「せたがやそだち」を周知することで、区内農業への理解促進を図ります。協働リーディングプロジェクトの①『せたがやカレープロジェクト』において、区民団体、農業関連団体、学校と連携して、「せたがやそだち」などを使って、親しみのあるカレーなどをつくるイベントを行い、区民との協働の中で参加者の生物多様性への関心を高めるとともに、農地や農業の理解促進を図ります（詳しくは111ページ参照）。

さらに、農の風景の保全として豊かな農のある風景を将来に引き継いでいくため、東京都の「農の風景育成地区」に指定されている喜多見四・五丁目地区では、農業振興や農地保全とともに、

樹木の保全、風景の継承、農を活かしたまちづくり等の取組みを進めていきます。

◆主な取組み

項目	担当部
既存樹木の保全支援	みどり33推進担当部
区民参加による身近な生きもの調査	みどり33推進担当部
社寺林・屋敷林などの樹木地・樹木の管理支援	みどり33推進担当部
認定・認証農業者支援	経済産業部
都市農地保全に関する啓発イベントの実施	経済産業部
体験型農園事業の拡充	経済産業部

◆環境・取組みの指標※

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
保存樹木指定本数	1,867本	1,905本（2021年度）
農地面積 ^{（注1）}	85.89ha	80.69ha ^{（注2）}
農業公園の認知率	15.30%	33%（2021年度）
農家戸数・農業従事者数	318戸・708人	305戸・680人 ^{（注2）}
認定農業者・認証農業者 ^{（注3）} 数（経営体数）	認定農業者51経営体・ 認証農業者33経営体	認定農業者54経営体・ 認証農業者37経営体
農業体験参加区民数【単年度実績】	約37,000人	38,400人
農業イベント参加者数【単年度実績】	約8,000人	9,200人
生産緑地面積	86.08ha	79.75ha ^{（注2）}

注1：農地面積については、経営農地面積10a以上の農家を対象に集計している。

注2：農地面積、農家戸数・農業事業者数、生産緑地面積については、減少を抑制する目標。

注3：自ら農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に取り組む農業者で、今後の区内の農業の牽引役となる農業者。

※環境・取組みの指標とは

施策の進捗状況を客観的に判断するため、方針ごとに設定した指標で、区の取組みの実施状況や、区民・事業者の行動の成果を表します。

なお、各項目については、基本的に累計の値になりますが、一部単年度実績として記載しているものがあります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

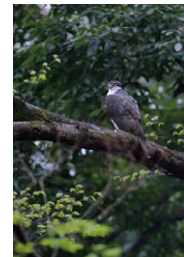
コラム 希少な生きもの

世田谷区は、自然が豊かで、多くのみどりに恵まれていることから、希少な動植物が多数生息しています。希少種としてはアオバズク、オオタカなど、絶滅が危惧されているものをはじめ、カワセミなど、清流に生息する鳥類が確認されています。

また、東京都で準絶滅危惧種に指定されるタマムシなどの希少な生きものが生息しています。



アオバズク



オオタカ

コラム 落ち葉ひろいリレーと落ち葉の再生

落ち葉については、世田谷区内の玉川台二丁目五郎様の森緑地、成城三丁目緑地をはじめ、公園や市民緑地において落ち葉から腐葉土をつくり緑地に戻すほか、花づくりなどの肥料やカブトムシの飼育に役立てています。また、きたみふれあい広場では、落ち葉を集めて落ち葉プールをつくり、子どもたちが落ち葉の感触を楽しみながら遊べる工夫をしています。

春には花や新緑でみんなの目を楽しませ、夏には優しい木陰に涼しい風を吹かせ、秋には紅葉で街を彩ってくれた落葉広葉樹。全ての樹木は二酸化炭素を吸収し酸素を生み出す「命のみなもと」です。

「ごみ（落ち葉）の発生源」ととらえてしまう意識を「みどりの恵みに感謝する」意識へ導くために、恵み物をひろうという意味を込め「落ち葉ひろいリレー」として、活動団体が主体となって、地域で行われている落ち葉ひろいをリレー形式で広げていく活動をしています。2018年度（平成30年度）には43回実施し、256名の方が参加しています。落ち葉ひろい活動に参加してもらおう実体験を通して、地域のみどりをみんなで大切にしていこうという気持ちの醸成を図っています。



落ち葉ひろいリレーの様子

コラム 生産緑地

生産緑地地区は、農地等の持つ緑地機能に着目して計画的な保全を図り、市街化区域を計画的に整備していくために必要となる公共施設等の用地をあらかじめ確保して、良好な都市環境の形成に資するものです。生産緑地地区内については、生産緑地法により建築物の建築等は原則として制限されています。また、所有者等の意向により生産緑地地区を解除することはできません。ただし、要件によっては、区長に対して買取りを申し出ることができます。

区では、2017年（平成29年）の生産緑地法の一部改正に伴い、いち早く条例を制定し、生産緑地地区の面積要件を500㎡以上から300㎡以上に引き下げ、同時に一団性要件も緩和するなど、農地の保全に努めています。

このような状況の中で、農地の持つ多面的機能を発揮させ、世田谷の農業を振興することを通じて、区内の「農」と「住」が調和した潤いのあるまちづくりに貢献しています。また、生産緑地法に基づく特定生産緑地制度や、都市農地の貸借の円滑化制度を活用し、引き続き農地の保全を図っていきます。



区内の生産緑地

方針 1-2 : 地域にあったみどりの創出を進めます

世田谷区は23区の中で広い面積を有していることから、多摩川・国分寺崖線、住宅地、市街地とそれぞれの地域の特性（詳しくは17ページ「図：エリア区分」参照）を活かしたみどりをさらに増やしていく取組みを進めます。核となる公園緑地を整備するとともに、既存の公園緑地が持つ、みどりの空間などのストックを再生し、活かしていくことも重要です。

また、道路、学校、公共施設の緑化を率先して行い、民間の緑化を誘導します。

さらに、雨水浸透などの水循環を回復しながら、地域の中で、それぞれの取組みを連携させ、一体的なみどりの創出を進めます。

◆ 施策

① 地域にあったみどりの創出

地域のみどり増加の気運を高め、また模範となるよう、公共施設の緑化を推進します。

また、緑化地域制度や条例によるみどりの届出制度、緑化助成制度等を活用し、民有地のみどりの資源維持と創出に努めます。

② 地域住民との協働による公園緑地の整備・維持管理

公園緑地について、区民一人当たり6㎡を確保することをめざすとともに、地域の特性やニーズに応じた区民に親しまれる魅力と特徴を備えた、質の高い公園緑地となるよう整備を進めます。

具体的には、公園緑地の新設、拡張の際には、災害発生時の避難場所としての機能も備えた整備に努めます。また、生物多様性に配慮し、在来種*を用いた緑の植栽と育成、草丈や時期に配慮した草刈方法の工夫、落ち葉溜め造成、ピオトープ*造成などについて、各主体と協働して実施し、身近にみどりとふれあえる質の高いみどりのネットワークを創出します。さらに、公園等の規模や種類に応じて計画から管理、運営までの過程における区民参加を進めます。

③ みどり豊かで住みやすいまちの形成

地区計画制度の活用などにより、地区の特性に応じたみどり豊かな住宅地整備を進めます。また、地区街づくり計画などの活用により、雨水浸透ます・雨水浸透管など雨水流出抑制施設の設置を誘導します。

④ 風景づくりの推進

魅力ある風景の創造に向け、区民・事業者・行政が協働して風景づくりを進めるとともに、区民に対する意識啓発に向けたイベント等を開催します。

一定規模以上の建設行為等に対し、景観法及び風景づくり条例に基づく届出や協議、風景づくりのガイドライン等のPRにより、魅力的な風景づくりを誘導します。

幹線道路等において、無電柱化の推進による都市景観の向上を図るとともに、街路樹等が豊かに生育するよう適切な維持管理を行うことで、魅力的な風景づくりに努めます。

⑤ 緑化の促進に向けた意識啓発

家庭や事業所等における地域単位での緑化を促すため、緑化講習会の開催や、みどりと花いっぱい活動をはじめ、区有施設等における緑化の実践例や各種補助制度等の紹介に取り組むことで、

区民や、事業者の意識啓発に努めます。また、「ひとつぼみどり」運動におけるシンボルツリー*の植栽をはじめ、生垣や植栽帯の造成、屋上や壁面、駐車場の緑化を促進するとともに、みどりに関するイベントや講習会の実施、みどりのフィールドミュージアムの整備、建築物における良好な緑化の顕彰等により、みどりの保全と創出に向けた気運を一層高めていきます。

◆主な取組み

項目	担当部
公共施設のみどり面積アップ	みどり33推進担当部
新たな公園緑地整備	みどり33推進担当部
生物多様性に配慮した公園の維持管理	みどり33推進担当部
地区街づくりの推進	各総合支所・都市整備政策部
風景づくり条例に基づく建設行為等の届出制度による誘導	都市整備政策部
緑化の普及啓発事業の推進	みどり33推進担当部
屋上・壁面緑化助成	みどり33推進担当部
生垣緑化助成	みどり33推進担当部
植栽帯造成助成	みどり33推進担当部
シンボルツリー植栽助成	みどり33推進担当部
事業用駐車場等緑化助成	みどり33推進担当部
駅と周辺商店街の緑化促進	みどり33推進担当部

◆環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
公共施設における緑のカーテン実施施設数	（学校）42校 （その他）64箇所	（学校） 希望校を中心に実施 （その他）64箇所
市民緑地面積	16,878.6㎡	18,078.6㎡ （2021年度）
公園整備面積（新設、拡張）	174.56ha	179.24ha（2021年度）
緑道再生	795m	1,726m （2017～2021年度）
新たに整備、拡張した区立都市公園等の面積 （4年間の累計）	3,020㎡	43,550㎡ （2018～2021年度）
緑化助成によるシンボルツリーの植栽本数	688本	1,030本（2021年度）
緑化助成件数	1,459件	1,668件（2021年度）

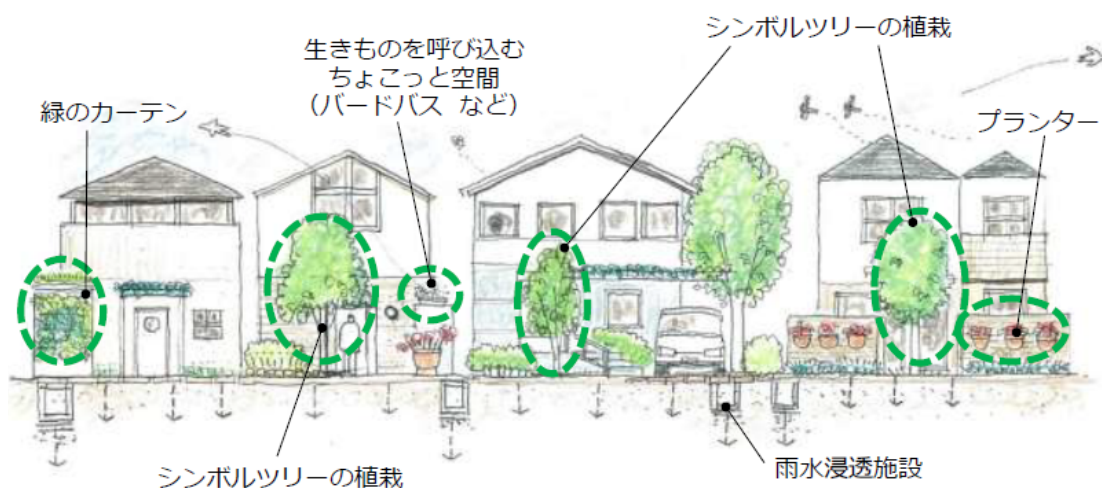
コラム ひとつぼみどり

世田谷区では、通りに面した部分などに、1坪（約3.3㎡）程度の小さなみどり（ひとつぼみどり）づくりを促進する中で、各家庭や商店街などで生きものを呼び込むための工夫を行う「ちょこっと空間」づくりプロジェクトの実施やシンボルツリーなどの植栽などを行い、みどりの街づくりを推進しています。

たとえば、世田谷区内の戸建て住宅12万戸^(注)において、敷地の角地などに1坪（約3.3㎡）程度の小さなみどりを創出すると、全体で約39.6haとなります。小さなみどりでも、みんなで取り組むことで、大きなみどりを生み出すことができます。また、小さなみどりでも、木陰をつくり、街の風景を豊かにすることができます。さらに、生きものを呼び込むことのできる空間となるほか、みどりとの新たな関わり方や様々な楽しみ方も生まれます。

このようにみどりは、ヒートアイランド現象の緩和や雨水の涵養、地球温暖化の影響を軽減していくことにもつながるとともに、生垣緑化による震災時のブロック塀の倒壊被害軽減、耐火性のある樹種の植栽による延焼防止など、防災の面からも有効に機能します。

注：（出典）世田谷区土地利用現況調査（2016年度（平成28年度））



図：ひとつぼみどりのイメージ

出典：「世田谷区みどりの基本計画」

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

方針 1－3：地域の水循環の回復と水環境の再生に取り組みます

世田谷区は、多摩川や野川をはじめいくつもの川が流れ、国分寺崖線を基軸とした湧水に恵まれ、区民に親しまれてきました。しかし、近年、市街化の進行に伴い雨水浸透面が減少したことにより、地下水・湧水の水量の減少が見られます。

また、気候変動により集中豪雨が多発していることから、道路や建物の雨水浸透能力を高めることが、水害を防ぐ上でも重要になっています。

そこで、グリーンインフラの観点から、地域の水循環を回復し、湧水等の水量の確保や水辺の再生を進めます。

◆ 施策

① 健全な水循環の回復と水環境の改善

道路や駐車場など、区有地のなかで、舗装の必要な箇所については透水性舗装を拡大します。また、雨水浸透ます、雨水タンクなどの雨水貯留浸透施設の設置促進、広域の上流域の自治体と連携した流域対策などにより、豪雨による河川の氾濫や、街なかにおける道路等の冠水対策にも資する水循環の回復を進めます。

環境配慮制度の中では、民間事業者の開発に際して、雨水浸透の確保に努めるよう働きかけを行います。また、下水道事業者である東京都と連携し、河川の水質の改善を進めます。

さらに、協働リーディングプロジェクトの⑥『雨水浸透・利用のすすめ』を支援するため、区としては区民・事業者の雨水浸透機能の保全と再生及び雨水貯留への取組みを促進するとともに、区民・事業者との協働を進めます（詳しくは120～121ページ参照）。

② 水辺と緑の一体的な整備による親水空間の確保

河川や湧水などの地域の水資源を活かし、地域に親しまれる空間を整備するため、区民が身近に水とふれあい、水辺の生きものの生息・生育に配慮した生物多様性を支える河川やビオトープの整備・管理を進めます。

③ 災害に備えた水環境の整備

民有地の震災対策用井戸のポンプ設置や修理費用の助成など、継続的な維持管理を支援することにより、災害に備えた水環境の整備（生活用水の確保）を図ります。

◆ 主な取組み

項目	担当部
雨水浸透施設設置の普及推進	土木部
雨水タンク助成	土木部
雨水の活用促進	土木部
湧水保全重点地区内の助成・指導	土木部、みどり33推進担当部
湧水保全重点地区の拡大検討	みどり33推進担当部、土木部
水辺空間の再生	みどり33推進担当部、土木部
民有地の震災対策井戸の維持管理支援	各総合支所、危機管理室

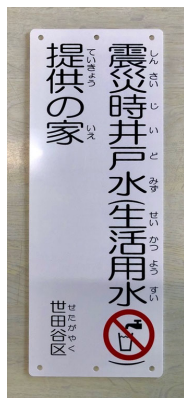
◆ 環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
雨水タンク助成件数	531件	711件

コラム 震災対策用井戸

世田谷区では、震災発生時における生活水の確保のため、区民の皆さんが所有している井戸を震災対策用井戸（区内1,373カ所／平成30年度（2018年度）時点）として指定し、看板を表示するとともに、ポンプ設置や修理費用の助成など、継続的な維持管理の支援を行っています。

また、公園整備に当たっては、災害用マンホールトイレと井戸、太陽光発電灯、避難しやすい出入口などを設置し、防災機能を高める取組みを進めています。



「震災時井戸水提供の家」の看板



マンホールトイレ用井戸

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標 2【エネルギー】 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

■ 関連するSDGsの目標（関連するターゲットは55ページ参照）



地球温暖化の進行を防ぐためには、化石燃料の利用を減らし、自然の力である太陽光、地中熱*などを活用することが重要です。また、災害対策等の観点から、小規模分散型のエネルギー源の確保が必要です。

そのため、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及に向けて、国や東京都と連携した支援策を充実させるとともに、技術動向を注視し、設置コストと省エネ効果の検証なども重ねながら、公共施設等における再生可能エネルギーの積極的な導入を進め、住宅都市である世田谷の特性を踏まえ、脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします。

区民の再生可能エネルギーへの関心は着実に高まっています。区はこうした施策を通じて、さらなる意識向上を図り、「再生可能エネルギーを利用している区民の割合」25%の達成をめざします。

方針 2-1：エネルギーの地産地消をめざします

東日本大震災と原子力発電所事故によるエネルギーを取り巻く社会状況の変化を踏まえ、区は「自然エネルギーをたくみに使うまち」を掲げ、区民・事業者とともに再生可能エネルギーの地産地消の取組みを進めてきました。その効果もあり、区民の再生可能エネルギーへの理解は進んでいます。

しかし、エネルギー利用全体に占める再生可能エネルギーの割合はまだまだ少ないことから、引き続き住宅都市としての特性を踏まえ、様々な手法でエネルギーの地産地消を拡大します。

また、2018年（平成30年）7月に策定された国の「第5次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの主力電源化に向け、2030年（令和12年）のエネルギーミックス*水準における電源構成比率を22～24%とすること等が盛り込まれ、「脱炭素化」を見据えた今後の方向性が示されています。また、2017年（平成29年）12月に策定された「水素基本戦略」では、水素をカーボンフリーなエネルギーの新たな選択肢として位置付け、家庭用燃料電池や燃料電池自動車など「水素社会」の実現に向けた取組みが示され、環境性能が高く分散型電源である「水素・燃料電池」の技術が注目されています。

◆ 施策

① 再生可能エネルギーの活用による地産地消の推進

区民、事業者による再生可能エネルギーの普及に向け、民間事業者と連携した普及活動を進めるとともに、太陽熱利用システム、太陽熱温水器などの再生可能エネルギー設備や、太陽光発電システムを活用して行う蓄電池の導入促進を図り、エネルギーの地産地消を一層推進します。

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の買取期間満了を迎える電力を含め、区内で創出される再生可能エネルギーを利用した電力を、区民、事業者等と連携しながら区内で消費するための仕組みの検討と支援に努めます。

②再生可能エネルギー活用に向けた普及啓発

再生可能エネルギーの積極的な活用とエネルギーの効率的な利用について、環境学習・環境教育等の機会を通じ、区民・事業者への啓発に取り組みます。また、太陽光発電システムや太陽熱利用システム、蓄電池などに関する国・東京都・区の補助制度が積極的に活用されるよう、情報提供します。

③再生可能エネルギー活用促進に向けた情報集積とネットワークの形成

エネルギーの地産地消に向け、区内で活動する団体や産業団体、大学等との連携と取組みを強化するため「自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議」などで、再生可能エネルギーに関する情報の共有化とネットワークの形成を図ります。

④大規模建築物等におけるエネルギーの有効利用の促進

大規模建築物の建設や開発に当たっては、「環境配慮制度」に基づき建物の規模により太陽光発電設備や太陽熱利用システムの設置、高効率エネルギー設備の導入、省エネ対策等を事業者に対して要請することで、再生可能エネルギーの活用とエネルギーの有効利用を促進します。

⑤公共施設における再生可能エネルギー設備の導入

学校等の公共施設を新築・改築する際に、「世田谷区環境配慮公共施設整備指針」に基づき、太陽光発電設備等の設置を進めます。

また、地中熱やマイクロ水力等の未利用エネルギー*についても、技術動向を把握し、設置コストと省エネ効果との検証などを行いながら、公共施設での活用について研究します。さらに、地産の再生可能エネルギーを利用する設備を整備することなどを通じ、災害発生時の避難所となる防災拠点としての機能の向上に取り組みます。

現在、整備が進められている本庁舎では、屋上に最大限の緑化を施しながら、できる限りのスペースに太陽光発電設備を設置し、エネルギーの低減を図る計画としており、他の公共施設への再生可能エネルギーの利用拡大についても検討していきます。

⑥世田谷区みうら太陽光発電所の運営と活用

神奈川県三浦市の区有地に2014年（平成26年）3月に開設した「世田谷区みうら太陽光発電所」において区自らが太陽光発電を行い、売電で得られる収益を活用した区民参加型の省エネポイントアクション事業を実施し、区民、事業者と協働した環境負荷の低減を図ります。

⑦水素社会に向けた取組み

水素は、使用時に二酸化炭素を排出せず、製造時にも太陽光発電など再生可能エネルギーと組み合わせることができれば二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化の防止に貢献します。

水素エネルギーの利用拡大と認知度の向上のため、燃料電池自動車等を活用した普及啓発や、移動式水素ステーションの運営を行うとともに、他自治体との水素エネルギーに関する情報の共有化を図ります。

◆主な取組み

項目	担当部
住宅における再生可能エネルギー導入の促進	環境政策部、都市整備政策部
環境配慮制度による開発事業者等への環境配慮の充実	環境政策部
公共施設における再生可能エネルギー活用拡大	施設営繕担当部、環境政策部
世田谷区みうら太陽光発電所の運営と活用	環境政策部
水素エネルギーの普及啓発	環境政策部

◆環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
太陽光発電設備 ^{（注1）} の普及	7,204件	8,955件
環境配慮制度に基づく評価算定書の 星の数 ^{（注2）} 【単年度実績】	平均1.8個	平均2.0個
公共施設の太陽光発電導入数	51件	60件（2019年度予定）

注1：2018年度（平成30年度）末現在の固定価格買取制度における太陽光発電設備の導入状況（出典：経済産業省 資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」）。

注2：環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の4項目において、最小1個（適合水準配慮）から最大3個（優良な配慮）により評価している。

コラム 固定価格買取制度（FIT制度）

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のことです。電力会社が買い取る費用の一部について、電気を利用する人々から賦課金という形で集め、再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より再生可能エネルギーの普及が進むとされています。

対象となる再生可能エネルギーは、「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス*」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始める方が対象です。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅の屋根に載せるような10kW未満の太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。

しかし、住宅用太陽光発電の余剰電力は、固定価格での買取期間が10年間と定められていることから、2009年（平成21年）11月に開始した余剰電力買取制度の適用を受けた方は、2019年（令和元年）11月以降、10年間の買取期間を順次満了していくこととなり、これが2019年問題とされています。買取期間が終了した電力については、法律に基づく電力会社の買取義務はなくなりますが、蓄電池や電気自動車等と組み合わせた自家消費または小売電気事業者と相対・自由契約で余剰電力を売電することが可能です。

コラム 水素ってなに？

水素は、水などの多様な一次エネルギーから様々な方法で製造することができ、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを利用して水素をつくることで、二酸化炭素を排出せず、脱炭素社会の実現に向けて大きな役割を果たします。具体的には、水素と酸素を燃料電池で反応させると電気と水が発生します。その電気は家庭で使用したり、モーターを回して動く燃料電池自動車、燃料電池バス等に用いられるなどしています。

近年の地球温暖化対策に向けた石炭・石油等の化石燃料を使ったエネルギー源の問題が深刻化する中で、水素は次世代のエネルギーとして国際的にも注目を集めています。パリ協定を契機に、国際的に温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みが求められる中、世界各国で水素利用に向けた様々な取組みが進められています。

日本では、2017年（平成29年）12月、世界で初めての「水素基本戦略」を策定し、2050年（令和32年）を視野に水素社会の実現をめざすべく、方向性やビジョンを定めた行動計画を取りまとめました。国内資源が乏しく、エネルギーの大部分を海外に依存する日本にとって、国内での製造が可能な水素はエネルギー安全保障に役立つとともに温暖化対策の切り札になりうると期待されています。

世田谷区では2017年（平成29年）4月、公用車に燃料電池自動車を導入するとともに、同年12月には、世田谷清掃工場敷地内に「移動式水素ステーション」を開設するなど、区内での水素エネルギーの活用を進めています。



移動式水素ステーションと燃料電池自動車

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

方針 2-2 : 全国自治体との連携や小売電気事業者からの再生可能エネルギーの利用拡大を進めます

再生可能エネルギーの活用については、太陽光や太陽熱だけでなく木質バイオマスや小水力など、地域の特性を踏まえ全国各地で様々な取組みが進められています。

住宅都市である世田谷区では、区内での再生可能エネルギーの創出には限りがあるため、こうした再生可能エネルギーの資源を豊富に備えている自治体との連携と交流を進めることにより、区内で再生可能エネルギーの活用に向けた機運を高めていきます。

また、電力小売全面自由化*を受け、区民や区内の事業者の小売電気事業者を通じた再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。

◆ 施策

① 交流自治体等との連携による再生可能エネルギーの利用拡大

群馬県川場村をはじめとする交流自治体等が取り組む木質バイオマス、小水力発電等の再生可能エネルギーを活用した電力事業に対し、区と区民の参加・協力のあり方や方策を検証・検討し、自治体間連携による再生可能エネルギーの活用拡大に取り組みます。

② 交流自治体等とのネットワークの形成と情報発信

世田谷区の取組みについて、交流自治体等への情報発信を行うとともに、「自治体間ネットワーク会議」の開催等により、再生可能エネルギーの活用事例の情報交換と共有を促進する機会を設けることで、再生可能エネルギーの活用の促進に向けた機運を高めます。

③ 再生可能エネルギーの導入促進

脱炭素社会の実現に向け、国際イニシアチブであるRE100の取組みに賛同し、再生可能エネルギーの導入拡大を検討します。区民や区内事業者等と連携して、エネルギーを使用する需要側から積極的に再生可能エネルギーを選択する取組みや、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の買取期間満了に伴う電力の区内での活用を進めることにより、再生可能エネルギーの需要拡大と創出につなげていきます。また、区は、区内最大級の事業者であり、かつ、電力消費者であることから、率先して区施設への再生可能エネルギーによる電力の利用拡大に取り組みます。

◆ 主な取組み

項目	担当部
交流自治体等との連携による再生可能エネルギーの利用拡大	環境政策部
自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議の開催	環境政策部
公共施設等への再生可能エネルギー電力の導入	環境政策部

◆ 環境・取組みの指標

項目	現状（2018年度 （平成30年度））	2024年度（令和6年度） の目標値
自然エネルギーの学習会等への参加者数	1,675人	5,000人
他自治体との連携による再生可能エネルギーの利用推進	3自治体	5自治体
公共施設への再生可能エネルギー電力の導入率 ^{（注）}	11.1%	20.0% （2022年度）

注：区全施設の電力使用量に対する再生可能エネルギーの比率。

コラム RE100をめざす取組み

RE100（アールイー100）とは、事業運営に使用する電力を太陽光や風力等の再生可能エネルギーによって100%調達することを目標に掲げる企業が参加する国際的なイニシアチブのことで、「Renewable Energy 100%」の頭文字をとっています。

日本国内においても各企業がRE100へ参加しています。国では、環境省が行政機関として世界で初めてアンバサダーとして参画し、脱炭素社会の実現に向けた率先行動の一環として、庁舎・施設の電力消費における再生可能エネルギーの利用比率の向上のため、具体的な方法を検討・実行していく予定です。

世田谷区としても、世田谷区新実施計画（後期）に掲げる、再生可能エネルギーの利用促進・区民や事業者等の環境配慮行動による環境共生都市づくりの推進として区役所本庁舎への再生可能エネルギー100%電力を2019年度（令和元年度）から導入しています。あわせて、区民や区内の事業者の方々へ情報発信し、連携・協力しながら、区内における再生可能エネルギーの利用拡大を図っていきます。



世田谷区役所 本庁舎



再生可能エネルギー100%電力導入の周知ポスター

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

コラム 自治体間連携を進めています

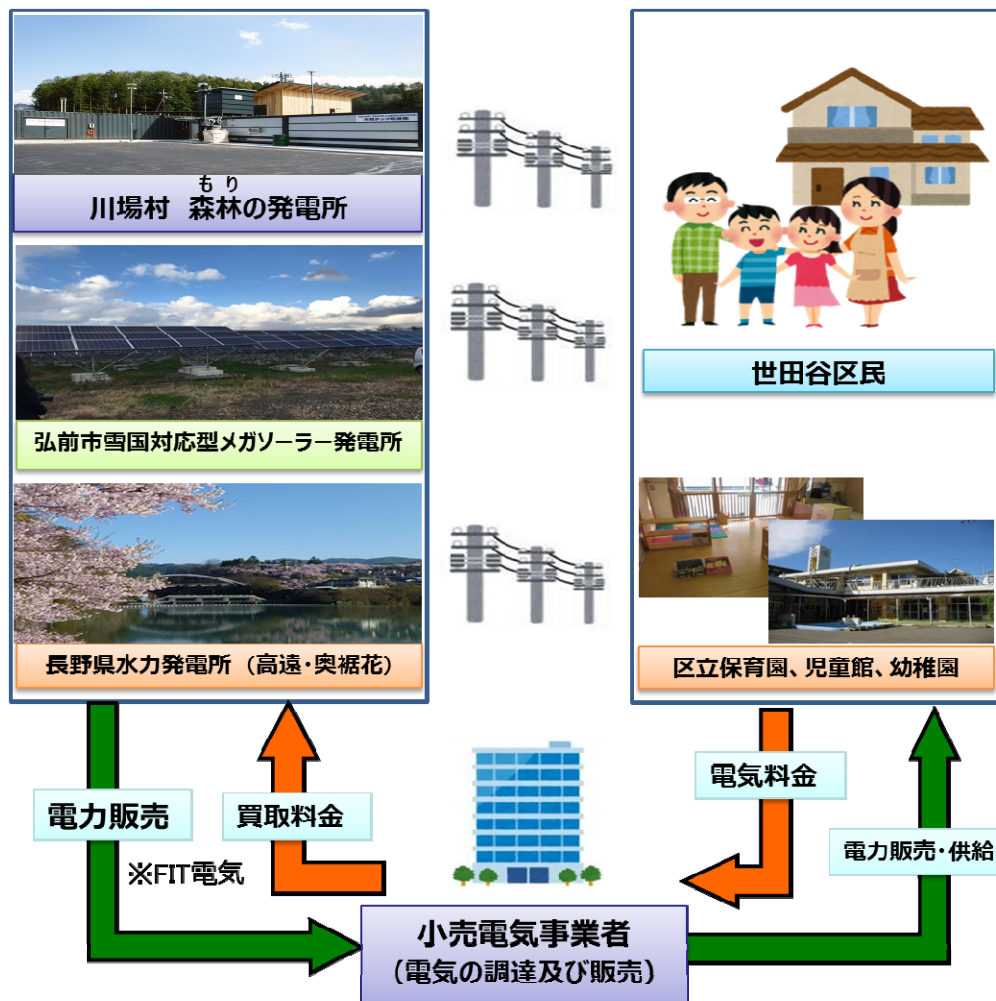
東京23区最大の人口91万人を擁する住宅都市の世田谷区では、再生可能エネルギーの創出方法が主に太陽光発電のため、エネルギーの「地産」が難しいという課題がありました。

一方で、全国の自治体の中には、太陽光をはじめ、水力、風力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの資源を豊富に備えているところもあることから、世田谷区では、2016年（平成28年）の電力小売全面自由化を受け、これらの自治体で作られたエネルギーを区内で活用する「自治体間連携」の取組みを積極的に進めています。

また、こうした自治体間連携を進めることで再生可能エネルギーの活用促進の気運を高めていきます。

世田谷区が取り組む再生可能エネルギーによる自治体間連携

群馬県川場村における 木質バイオマス発電	区民40世帯へ供給。購入者等を対象とした現地学習会開催 (2017年度（平成29年度）、2019年度（令和元年度）)
青森県弘前市における 太陽光発電	区民60世帯へ供給。購入者等を対象とした現地学習会開催 (2018年度（平成30年度）)
長野県における水力発電	区内の保育園40園、児童館6館、幼稚園8園へ供給 (2019年度（令和元年度）時点)



図：自治体間連携の仕組み